

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」 に関するお客さまへのお願い

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」（詳細は裏面参照）が創設されました。これにより、平成29年1月1日以後、一定の生命保険契約にご加入される際などに、お客さまの氏名・住所（名称・所在地）、居住地国などを記載した届出書を、生命保険会社へご提出いただくことがお客さまに義務付けられております。

生命保険会社は、お客さまからご提出いただいた届出書の記載事項などを確認し、一定のご契約情報などを国税庁（所轄の税務署長）に報告することが義務付けられております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

○届出書の提出が必要となる場面とは？

①平成29年1月1日以後、新たに以下の手続きを行う場合、届出書（新規届出書）のご提出が必要となります（一部取扱いが異なる生命保険契約もあるため、担当者にご確認ください）。

届出書の提出が必要となる場面	ご提出いただく方
生命保険契約へのご加入	ご契約者
ご契約者の変更	変更後のご契約者
満期保険金・年金のお受取（受取人がご契約者と異なる場合） ^{（注1）}	受取人

^{（注1）}平成28年12月31日以前にご加入いただいた、「こども保険・こども進学保険・学資保険」の満期保険金のお受取については、受取人がご契約者と同一の場合でも届出書の提出が必要となります。

②平成28年12月31日以前に、既に弊社に生命保険契約がある場合でも、確認のため、弊社から、氏名・住所（名称・所在地）、居住地国などを記載した届出書（任意届出書）のご提出をお願いする場合があります。

③上記各届出書の提出後、居住地国に異動があった場合には、届出書（異動届出書）のご提出が必要です。

○届出書の提出時期・記載事項は？

届出書の種類に応じて、以下のとおりです。^{（注2）}

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	平成29年1月1日以後に弊社と上記①の各手続きを行う方	届出書提出後に、届出書記載の居住地国に異動があった方
提出時期	上記①の各手続きを行う際	居住地国に異動が生じることとなった日から3ヶ月を経過する日まで
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・（個人）氏名、住所、生年月日 （法人）名称、本店または主たる事務所の所在地 ・居住地国名^{（注3）}、居住地国が外国である場合は当該国の納税者番号 ・（住所・所在地と居住地国が異なる場合）事情の詳細 など^{（注4）} 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動後の居住地国など ・以前提出した届出書に記載した居住地国 ・左記の新規届出書の記載事項
注意事項	居住地国が日本である方も、居住地国名として「日本」と申告していただく必要があります。	

^{（注2）}任意届出書の記載事項は、新規届出書の記載事項と同一です。

(注3) 居住地国（納税地国）は、以下の①および②のように判断されますが、お客さまご自身の居住地国については弊社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には、税理士などの専門家または最寄りの税務署にお問合わせください。

①日本に住所などを有する方は日本（法人の場合は日本国内に本店または主たる事務所がある方）

②外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により、所得税・法人税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国

※上記のいずれにも該当する場合は、該当する居住地国をすべてご申告ください。

※居住地国がない場合は、ない旨をご申告ください。

(注4) 一定の法人の方は以下の事項についても記載していただく必要があります。

- ・ 上場法人、上場法人の関係会社、政府機関、外国金融機関などにあたる場合にはその旨
- ・ 実質的支配者（法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方）の氏名、住所、生年月日、居住地国、外国の納税者番号、（住所・所在地と居住地国が異なる場合）事情の詳細、当該法人の法人番号

○生命保険会社が国税庁に報告する時期、報告事項は？

その年の12月31日までに締結されたご契約のうち租税条約などにより報告が必要とされている所定の外国を居住地国として届出された一定のご契約につき、ご契約ごとに、特定対象者の氏名・住所・生年月日（名称・所在地）、居住地国、外国の納税者番号等および当該契約の記号証券番号、資産価額などを、翌年4月30日までに、国税庁（本店所轄の税務署長）に提供します。

○届出や報告に協力しないとどうなるの？

新規届出書の提出に応じていただけない、または国税庁への報告に同意していただけない場合、弊社は、生命保険契約の締結などを行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合や、新規届出書を提出しない場合には、罰則が科せられることがあります。

○「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」とは？

経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準（CRS）」に従って、金融機関が非居住者（個人・法人など）に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。

これを踏まえ、日本でも「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を改正し、平成29年1月1日以後、金融機関などが一定の保険契約者などにつき、居住地国などの情報を所轄税務署長に報告する本制度が導入されました。

本制度にもとづき、当該金融機関などは、平成30年以後、毎年4月30日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約などの情報交換規定にもとづき、各国税務当局と自動的に交換されることとなります。

➤詳しくは国税庁のHPにて、ご確認いただけます。

<http://www.nta.go.jp/>

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともない弊社が取得したお客さまの個人情報は、同制度実施の目的のみに使用します。